

薬生発0328第7号
平成29年3月28日

各都道府県知事殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件について

「都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第90号)が告示され、平成29年4月1日から適用されることとなったため、貴管下関係業者に対して周知を図るとともに、円滑な事務処理が行われるよう特段の配慮をお願いいたします。

記

1 告示の改正の趣旨及び主な内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号)第80条第2項第5号の規定に基づき都道府県知事に承認の権限が委任されている医薬部外品のうちビタミン含有保健剤について、その委任の範囲を次のとおり改正したこと。

(1) 剂形

剤形にゼリー状ドロップ剤を追加したこと。

(2) 効能及び効果の範囲

効能及び効果の範囲を次のとおりとし、ウ又はエを承認する場合は、申請に基づき効能及び効果の具体例(別添別表第十三の二参照)を併せて承認することを可能としたこと。

ア 体力、身体抵抗力又は集中力の維持・改善

イ 疲労の回復・予防

ウ 虚弱体質(加齢による身体虚弱を含む。)に伴う身体不調の改善・予防

エ 日常生活における栄養不良に伴う身体不調の改善・予防

オ 病中病後の体力低下時、発熱を伴う消耗性疾患時、食欲不振時、妊娠授乳期又は産前産後等の栄養補給

(3) その他

日本薬局方の改正等に伴い、所要の規定の整備を行ったこと。

2 留意事項

今回の改正を踏まえたビタミン含有保健剤の承認申請の取扱い上の留意点等については、別途通知する。



E項	D項	C項	B項										
ガンマオリザノール	オロチニ酸コリン	物L-システィン塩酸塩水和	ウルソデオキシコール酸	L-システイン	DL-メチオニン	L-ヒスチジン塩酸塩水和	ヨークレシチン	L-リシン塩酸塩	L-バリン	L-トレオニン	タウリン	重酒石酸コリン	ジクロロ酢酸ジイソプロピルアミン
一〇mg	一五〇mg	二〇〇mg	一六〇mg	六〇mg	二一〇mg	六〇mg	八〇mg	六〇mg	七五mg	三〇mg	一二〇mg	五〇mg	二〇〇mg
五mg	一五〇mg	六〇mg	三〇mg	一〇mg	二四〇mg	一〇〇mg	一〇〇mg	一一〇mg	一五〇mg	六mg	八mg	六mg	一〇〇mg

サンザン	サフラン	エキスの場合	二七 mg	粉末の場合	二 mg
サンヤク	シャクヤク	エキスの場合	三〇 mg	エキスの場合	三 mg
シゴカ	シユクシャ	エキスの場合	八〇〇 mg	エキスの場合	八〇 mg
シゴクヤク	ショウキヨウ	エキスの場合	二〇〇〇 mg	エキスの場合	二〇〇 mg
シユクシャ	セイヨウサンザン	エキスの場合	一〇〇〇 mg	エキスの場合	四 mg
ショウキヨウ	ジョティン	エキスの場合	一〇〇〇 mg	エキスの場合	一一 mg
セイヨウサンザン	チヨウジ	エキスの場合	一五〇 mg	エキスの場合	一〇〇 mg
ジョウジ	タイソウ	エキスの場合	七五〇 mg	エキスの場合	七五 mg
チヨウジ	トシシ	エキスの場合	五〇 mg	エキスの場合	五 mg
チヨウジ	トウキ	エキスの場合	一〇〇 mg	エキスの場合	一〇〇 mg
チヨウジ	チンビ	エキスの場合	六〇〇 mg	エキスの場合	六〇 mg
チヨウジ	トチュウ	エキスの場合	三〇〇 mg	エキスの場合	三〇 mg
チヨウジ	ニクジュコウ	エキスの場合	五〇 mg	エキスの場合	五 mg
チヨウジ	ニンジン	エキスの場合	六〇〇 mg	エキスの場合	六〇 mg
チヨウジ	ニンニク	エキスの場合	二五〇〇 mg	エキスの場合	二五〇 mg
チヨウジ	ブクリヨウ	エキスの場合	五〇 mg	エキスの場合	五 mg
ムイラブアマ	モッコウ	エキスの場合	三 g	エキスの場合	三 g
ヤクチ	ヨクイニン	エキスの場合	一〇〇 mg	エキスの場合	一〇〇 mg
リュウガンニク	ローヤルゼリー	エキスの場合	三〇〇 mg	エキスの場合	三〇〇 mg
エキスの場合	五〇〇 mg	粉末の場合	五〇 mg	粉末の場合	五〇 mg
粉末の場合	三 g	粉末の場合	三 mg	粉末の場合	三 mg
エキスの場合	三一・五 mg	粉末の場合	三一 mg	エキスの場合	一〇 mg
粉末の場合	一〇〇 mg	粉末の場合	一〇 mg	エキスの場合	一・〇 g
エキスの場合	一〇〇 mg	粉末の場合	七五 mg	エキスの場合	七五 mg
粉末の場合	七五〇 mg	粉末の場合	五五〇 mg	エキスの場合	四五 mg
エキスの場合	五五〇 mg	粉末の場合	三〇〇 mg	エキスの場合	五五 mg
粉末の場合	三〇〇 mg	粉末の場合	一・五 g	エキスの場合	〇・三 g
エキスの場合	五〇 mg	粉末の場合	三 g	エキスの場合	〇・六 g
エキスの場合	三 g	粉末の場合	三〇 mg	エキスの場合	一〇 mg
エキスの場合	一〇〇 mg	粉末の場合	一〇 mg	エキスの場合	一〇 mg
エキスの場合	三〇〇 mg	粉末の場合	三〇 mg	エキスの場合	三〇 mg
エキスの場合	七五〇 mg	粉末の場合	七五 mg	エキスの場合	七五 mg

コバラミン」を「ヒドロキソコバラミン酢酸塩」に改め、(注) 13中「グルコン酸カルシウム」を「グルコン酸カルシウム水和物」に、「乳酸カルシウム、リン酸水素カルシウム及び無水リン酸水素カルシウム」を「乳酸カルシウム水和物、無水リン酸水素カルシウム及びリン酸水素カルシウム水和物」に改める。

別表第十三の一

一日酔いに伴う食欲の低下、 だるさ	
別のIに掲げる有効成分、表のXのA項に掲げる有効成 分のうちカルニチン塩化物、ジクロロ酢酸ジイソプロピ アルアミン、タウリン、L-レオニン若しくはDL-メチビ 酸又は表のXIに掲げる有効成分のうちデヒドロコクシ ザグリ、サン、オキシマジン、ケイヨウ、コウジン、サングル シンビ、シゴカ、シユクシャ、ショウキョウ、タイソウ、 ニンジン若しくはニンニク	表のIに掲げる有効成分、表のXのA項に掲げる有効成 分のうちカルニチン塩化物、ジクロロ酢酸ジイソプロピ アルアミン若しくはB項、C項若しくはH項に掲げる有効成 分若しくはK項に掲げる有効成分のうちデヒドロコクシ ザグリ、サン、オキシマジン、ケイヨウ、コウジン、サングル シンビ、シゴカ、シユクシャ、ショウキョウ、タイソウ、 ニンジン若しくはニンニク
別のIに掲げる有効成分又は表のXIに掲げる 有効成分のうちクコシ	表のIに掲げる有効成分又は表のXIに掲げる 有効成分のうちガラナを加
別表第十三のXのJ項に掲げる有効成分又は同表のXIに掲げる有効成分のうちガラナを加 合する場合には、別表第十三の二の規定にかかるらず、「寝付きが悪い、眠りが浅い、目覚め が悪い」を効能及び効果としない。	別表第十三のXのJ項に掲げる有効成分又は同表のXIに掲げる有効成分のうちガラナを加 合する場合には、別表第十三の二の規定にかかるらず、「寝付きが悪い、眠りが浅い、目覚め が悪い」を効能及び効果としない。